

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和4年10月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2200208 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2200078 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 30 年 7 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円から 30 万円とする。

平成 30 年 7 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 30 年 7 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成 3 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

請求期間に係る標準報酬月額の届出が遅れてしまったため、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳及び源泉徴収票 (以下「賃金台帳等」という。) により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 7 月から令和元年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和 4 年 2 月 24 日に、年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることか

ら、年金事務所は、請求者の平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200209号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200079号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年7月から令和元年8月までの標準報酬月額については、20万円から30万円とする。

平成30年7月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月1日から令和元年9月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の届出が遅れてしまったため、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収票(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年7月から令和元年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年2月24日に、年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることか

ら、年金事務所は、請求者の平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200210号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200080号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年7月から令和元年8月までの標準報酬月額については、20万円から30万円とする。

平成30年7月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月1日から令和元年9月1日まで

請求期間に係る標準報酬月額の届出が遅れてしまったため、厚生年金保険の記録では、請求期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び源泉徴収票(以下「賃金台帳等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年7月から令和元年8月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年2月24日に、年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることか

ら、年金事務所は、請求者の平成 30 年 7 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。